



Title	宮城県所在貿易業者が使用する トレード・タームズ に関する時系列的考察 2013年アンケート調査より
Author(s)	吉田, 友之
Citation	関西大学商學論集, 60(2): 43-58
Issue Date	2015-09-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/9370
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

宮城県所在貿易業者が使用する トレード・タームズに関する時系列的考察

—2013年アンケート調査より—

吉田友之

はじめに

わが国の貿易量、貿易額の大部分は総合商社、大手専門商社、大手製造業者などいわゆる大手貿易業者により担われていることはいうまでもない¹⁾。しかし、数のうえからはわが国の貿易業者のなかで中小貿易業者の占める割合は圧倒的に多いことも確かである。筆者は、中小貿易業者の「わが国におけるトレード・タームズの使用実態動向」を明らかにするために、アンケート調査を実施することによりわが国の中小貿易業者の実態をつかむことができると考えた。

その一環としてかつてFAZ (Foreign Access Zone ; 輸入促進地域)²⁾に指定されていた宮城県に所在する貿易業者を対象に2003年(以下、2003と称す)、2013年(以下、2013と称す)にわたり「トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査」を行い、各年における貿易業者が使用するトレード・タームズを明らかにするとともに、その使用における時系列的な変遷について考察を行った。

宮城県の仙台港・仙台空港地域は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を被った。本調査は被災後2年余りが経過した時点であり、まだ貿易業者が元のベースでの営業活動に戻っていない側面もあるが、この時点での調査結果は復興後の結果と比較することで意義のあるものと認識している。また2010年にはインコタームズが改訂され、それに伴って4条件が削除され2規則(条件)が追加的に規定された。今回(2013年)、2010年インコタームズの改訂後、初めて同アンケート調査を実施し、改訂インコタームズで規定されたトレード・タームズを含めた、貿易業者のトレード・タームズの使用実態を明らかにするとともに、2003

1) 本稿で述べる貿易業者とは、業種の区別としてではなく直接貿易を行っている業者をそう呼んでいる。

2) 1992年に輸入促進地域および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(いわゆるFAZ法)が制定され、当初は1996年までの時限立法であったが2006年まで延長後廃止された。なお、宮城県は1995年3月にFAZに指定された。

に実施したアンケート結果と時系列的な考察を行いたい。あわせて貿易業者が適正なトレード・タームズを使用するための方策について考察を行いたい。

第1章 調査概要

1 調査テーマ

トレード・タームズ（貿易定型取引条件）に関するアンケート調査。

2 調査の実施期間

- 1) 2003年4～7月の約4ヶ月間。
- 2) 2013年8～9月の約1ヶ月間。

3 調査対象者

- 1) <http://www.slip.city.sendai.jp/>のSendai Business Directoryに掲載の企業中、overseas trade experience : yesとの記載のある全業者。原則として、県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。
- 2) 日本貿易振興機構仙台貿易情報センター、宮城県経済商工観光部海外ビジネス支援室『宮城県貿易関係企業名簿2012』に掲載の企業中、「実績と形態」欄で直接貿易と間接貿易の両方との記載のある全業者。

4 調査の実施方法

アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した（いわゆる郵送調査法）。

- 1) アンケート調査協力依頼状を事前にEメールまたはファックスで送信し、その後アンケート調査票を郵送し、返送を依頼した（4月）。回答がなかった先にはファックスまたはEメールにより再度の回答依頼を行った（4月下旬）。回答がなかった先にアンケート調査票を再送し、ファックスで回答依頼を行った（6月中旬～下旬）。なお回答がなかった先に電話により回答依頼を行った（7月下旬）。
- 2) アンケート調査票を郵送し返送を依頼した（8月）。

5 回答者数

- 1) アンケート調査票送付総数37件で回収数36件であった。そのうち有効回答数は21件で、15件は「直接貿易は行っていない」、「回答拒否」、「白紙」、「本社が東京」などであった。した

がって、回収率は97.3%³⁾、有効回収率は56.8%⁴⁾、実質有効回答率は95.5%⁵⁾であった。

2) アンケート調査票送付総数136件で回収数58件であった。そのうち有効回答数は51件で、4件は「輸出入を行っていない」、1件は「間接貿易」、1件は「特許権の貿易」、1件は「締結に至らず」であった。他に5件は「転居先不明」、「廃業」であった。したがって、回収率は42.6%⁶⁾、有効回収率は37.5%⁷⁾、実質有効回答率は41.1%⁸⁾であった。

第2章 単純集計結果の比較分析

1 貿易形態

1) 結果の比較

「貴社の貿易形態はどれですか」について質問したところ、表1の回答を得た。

表1 貿易形態の推移（回答数ベース）⁹⁾

(単位%)

	2003年 (21件)	2013年 (51件)
輸出入業	13件 (61.9)	16件 (31.4)
輸出業	2件 (9.5)	17件 (33.3)
輸入業	6件 (28.6)	18件 (35.3)

2) 結果の分析

2003では、「輸出入業」は6割強、「輸入業」は3割弱、「輸出業」は約1割を占めていた。

2013では、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」ともにそれぞれ3割強を占めていた。

時系列では、「輸出入業」は2013では2003と比べて選択比率が約半数と著しく低下していた。一方、「輸出業」は選択比率が3倍以上に増加しており、「輸入業」は選択比率が若干増加したもののほぼ同比率で推移していた。

2 利用運送手段

1) 結果の比較

「貴社が主に利用している運送手段はどれですか」について質問したところ、表2の回答を

3) 36件÷37件

4) 21件÷37件

5) 21件÷(37件-15件)

6) 58件÷136件

7) 51件÷136件

8) 51件÷(136件-12件)

9) 回答比率を示す（全回答数からみて選択回答の占める割合）。

得た。但し、2003年には単一回答であった。

表2 利用運送手段の推移〔左段：回答者ベース〕¹⁰⁾ (右段：回答数ベース)
(単位%)

	2003年 ¹¹⁾ 〔21件〕	2013年 〔50件〕 (84件)
定期コンテナ船	12件 〔57.1〕	38件 〔76.0〕 (45.1)
定期在来船	1件 〔4.8〕	14件 〔28.0〕 (16.7)
不定期バラ積船 (備船含む)	2件 〔9.5〕	5件 〔10.0〕 (6.0)
不定期タンカー船 (備船含む)	0件 〔0.0〕	1件 〔2.0〕 (1.2)
定期・不定期航空機	5件 〔23.8〕	24件 〔48.0〕 (28.6)
その他	1件 〔4.8〕	2件 ¹²⁾ 〔4.0〕 (2.4)

2) 結果の分析

2003には単一回答とし2013には複数回答可（1～2つ回答）としたために、各年ともに完全に対比させることは難しいためにも回答者ベースで比較した。2013から複数回答可とした理由は、2003の回答で「航空機も利用」との添え書きが多くあり単一の回答では正確な利用運送手段を把握できないと考えたことによる。

2003では、「定期コンテナ船」は1.8社に1社、「航空機」は4.2社に1社、「不定期バラ積船」は10.5社に1社、「定期在来船」は21.0社に1社の回答頻度となっていた。

2013では、「定期コンテナ船」は1.3社に1社、「航空機」は2.1社に1社、「定期在来船」は3.6社に1社、「不定期バラ積船」は10.0社に1社、「不定期タンカー船」は50.0社に1社の回答頻度となっていた。

時系列では、「定期コンテナ船」は1.3～1.8社に1社の最も高い利用頻度であり、右肩上がりでも推移していた。「航空機」は2.1～4.2社に1社の利用頻度であり、右肩上がりでも推移していた。「定期在来船」は21.0～3.6社に1社の利用頻度であり、右肩上がりでも上昇していた。

現在、世界の主要定期航路のみならず地方港と外国諸港を結ぶいわゆるフィーダー航路でもほぼ100%のコンテナ船化が完了していることからすると、「コンテナ船」利用とした高い回答頻度は当然の結果であるといえる。また航空機による貨物運送は従来からとくに付加価値の高い商品について行われていたが、それはあくまでも船舶運送に対する補完的意味合いの強いもの

10) 回答頻度を示す（回答者が選択回答した割合）。

11) 回答者ベースのみ表記（単一回答であったため）。

12) ・外国郵便・定期フェリー

のであった。しかし、宮城地域では、10年間に航空機運送はその範囲を脱して立派に一個の運送手段として独り立ちするまでに成長している。

3 トレード・タームズの決定者

1) 結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズの決定者は誰ですか」について質問したところ、表3の回答を得た。

表3 トレード・タームズ決定者の推移（回答数ベース）

(単位%)

	2003年 (21件)	2013年 (50件)
貴社（自社）	10件 (47.6)	19件 (38.0)
取引先	6件 (28.6)	9件 (18.0)
一概に誰とはいえない	5件 (23.8)	22件 (44.0)

2) 結果の分析¹³⁾

2003では、「貴社（自社）」は5割弱、「取引先」は3割弱、「一概に誰とはいえない（ケースバイケース）」は2割強を占めていた。

2013では、「一概に誰とはいえない（ケースバイケース）」は4割強、「貴社（自社）」は4割弱、「取引先」は2割弱を占めていた。

時系列では、「貴社（自社）」および「取引先」はともに選択比率が低下していたが、「一概に誰とはいえない（ケースバイケース）」は選択比率が増加していた。

2003では、トレード・タームズの決定に対して約7割の比率で「貴社（自社）」が関わる可能性があったが、2013ではその決定に対する「貴社（自社）」の関わり度合は増加し、「取引先」の影響が弱くなっていた。

4 使用経験のあるトレード・タームズ

1) 結果の比較

「貴社が実際に使用したことがあるトレード・タームズは何ですか」（複数回答可）について質問したところ、表4の回答を得た。

13) 問「トレード・タームズの決定者」の回答選択肢は「貴社」としているが、回答者からすると「自社」となるため本文中では「自社」を併記していた。

表4 使用経験のあるトレード・タームズの推移
〔左段：回答者ベース〕 (右段：回答数ベース)

(単位%)

	2003年 〔21件〕 (68件)	2013年 〔47件〕 (154件)
FAS	0件 〔0.0〕 (0.0)	2件 〔4.3〕 (1.3)
FOB	16件 〔76.2〕 (23.5)	29件 〔61.7〕 (18.8)
CFR (C&F)	14件 〔66.7〕 (20.6)	30件 〔63.8〕 (19.8)
CIF	14件 〔66.7〕 (20.6)	29件 〔61.7〕 (18.8)
DES ¹⁴⁾	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
DEQ ¹⁵⁾	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
Ex Ship	0件 〔0.0〕 (0.0)	
Ex Quay	1件 〔4.8〕 (1.5)	
FOB Airport (FOA) ¹⁶⁾	9件 〔42.9〕 (13.2)	11件 〔23.4〕 (7.1)
FCA	0件 〔0.0〕 (0.0)	9件 〔19.1〕 (5.8)
CPT	2件 〔9.5〕 (2.9)	5件 〔10.6〕 (3.2)
CIP	0件 〔0.0〕 (0.0)	4件 〔8.5〕 (2.6)
EXW	9件 〔42.9〕 (13.2)	20件 〔42.6〕 (13.0)
DDU ¹⁷⁾	1件 〔4.8〕 (1.5)	7件 〔14.9〕 (4.5)
DDP	2件 〔9.5〕 (2.9)	6件 〔12.8〕 (3.9)
DAT ¹⁸⁾		1件 〔2.1〕 (0.6)
DAP ¹⁹⁾		1件 〔2.1〕 (0.6)

2) 結果の分析

この結果から実際に使用されているトレード・タームズの状況を把握することができる。
回答者ベースでは以下のようになっていた。

14) 2010年版インコタームズから削除された規則。

15) 2010年版インコタームズから削除された規則。

16) 1976年にインコタームズ規定に追加, 1980年のインコタームズ改訂時に引き続き規定, 1990年の改訂時に削除された。しかし貿易業者は依然として使用していると推測し選択肢としてアンケートに表記している。

17) 2010年版インコタームズから削除された規則。

18) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

19) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

2003では、在来船用のトレード・タームズであるFOBは1.3社に1社、CIFおよびCFRはともに1.5社に1社の使用頻度となっていた。FOB Airport (FOA) は2.3社に1社の使用頻度となっていた。

つぎに、EXWは2.3社に1社、CPTおよびDDPはともに10.5社に1社、Ex QuayおよびDDUはともに21.0社に1社の使用頻度となっていた。

2013では、在来船用のトレード・タームズであるCFR、FOB、CIFはともに1.6社に1社、FOB Airport (FOA) は4.3社に1社、FASは23.5社に1社の使用頻度となっていた。

つぎに、いわゆるコンテナ・トレード・タームズ²⁰⁾と称された、FCAは5.2社に1社、CPTは9.4社に1社、CIPは11.8社に1社の使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは2.4社に1社、DDUは6.7社に1社、DDPは7.8社に1社、DATおよびDAPはともに47.0社に1社の使用頻度となっていた。

時系列では、在来船用のFOBは、各年とも上位1位の最も高い使用頻度で推移していた。CFRおよびCIFは、各年とも上位1位ないし2位の高い使用頻度で推移していた。FOB Airport (FOA) は、各年ともほぼつぎに高い使用頻度で推移していた。コンテナ・トレード・タームズである、CPTは各年ともほぼ同じ頻度で推移していたが、在来船用のタームズと比べて低い使用頻度となっていた。EXWは、各年とも上位4位のほぼ同じ使用頻度で推移していた。DDUおよびDDPは、ともにそれぞれ使用頻度において上昇していた。

回答数ベースでは以下のようになっていた。

在来船用のトレード・タームズである、FOB、CFR、CIFでは、2003は計約6割5分、2013は計6割弱を占めていた。使用比率が若干の低下傾向にあるものの各年とも依然として高い使用比率で推移していた。FOB Airport (FOA) では、2003は1割強、2013は1割弱を占め、使用比率は若干の低下傾向にあった。コンテナ・トレード・タームズである、FCA、CPT、CIPでは、2003は計3分、2013は計1割強を占めていた。使用比率が低いものの上昇傾向にあった。

20) 2003調査時の最新版インコタームズは2000年版であり、同インコタームズは「いかなる運送形態に対して使用してもよいがとくに海上運送ではコンテナ船による運送またはロール・オン、ロール・オフ運送に限定された」(International Chamber of Commerce, *INCOTERMS 2000 (ICC official rules for the interpretation of trade terms)*, No.560, 1999.11, pp.20~1. ; 国際商業会議所日本委員会(新堀聰訳)『インコタームズ2000』1999年11月, 128~29頁)。

2013調査時の最新版インコタームズは2010年版であり、同インコタームズは「いかなる単数または複数の運送手段にも適した規則と規定された」(International Chamber of Commerce, *INCOTERMS® 2010 (ICC Rules for the use of domestic and international trade terms)* & Chambre de Commerce Internationale, *INCOTERMS® 2010 (Les règles de l'ICC pour l'utilisation des termes de commerce nationaux et internationaux)*, No.715EF, 2010.10, pp.8~9 & 130~31.; 国際商業会議所日本委員会(新堀聰訳)『インコタームズ®2010』2010年10月, 130~31頁)。

5 未使用であるが理解しているトレード・タームズ

1) 結果の比較

「貴社が使用したことはないがご存知のトレード・タームズは何ですか」(複数回答可)について質問したところ、表5の回答を得た。

表5 未使用であるが理解しているトレード・タームズの推移
〔左段：回答者ベース〕(右段：回答数ベース)

(単位%)

	2003年 〔21件〕(80件)	2013年 〔40件〕(140件)
FAS	8件 〔38.1〕(10.0)	13件 〔32.5〕(9.2)
FOB	1件 〔4.8〕(1.3)	13件 〔32.5〕(9.3)
CFR (C&F)	3件 〔14.3〕(3.8)	8件 〔20.0〕(5.7)
CIF	2件 〔9.5〕(2.5)	13件 〔32.5〕(9.2)
DES	7件 〔33.3〕(8.8)	5件 〔12.5〕(3.6)
DEQ	5件 〔23.8〕(6.3)	6件 〔15.0〕(4.3)
Ex Ship	4件 〔19.0〕(5.0)	
Ex Quay	3件 〔14.3〕(3.8)	
FOB Airport (FOA)	3件 〔14.3〕(3.8)	11件 〔27.5〕(7.9)
FCA	8件 〔38.1〕(10.0)	7件 〔17.5〕(5.0)
CPT	8件 〔38.1〕(10.0)	11件 〔27.5〕(7.9)
CIP	9件 〔42.9〕(11.3)	10件 〔25.0〕(7.1)
EXW	6件 〔28.6〕(7.5)	8件 〔20.0〕(5.7)
DDU	4件 〔19.0〕(5.0)	6件 〔15.0〕(4.3)
DDP	4件 〔19.0〕(5.0)	6件 〔15.0〕(4.3)
DAT ²¹⁾		11件 〔27.5〕(7.9)
DAP ²²⁾		7件 〔17.5〕(5.0)
DAF ²³⁾	5件 〔23.8〕(6.3)	

21) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

22) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

23) 2010年版インコタームズから削除された規則。

2) 結果の分析

この結果は、貿易業者が将来使用するかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考えられる。

筆者は、貿易業者が見知らぬトレード・タームズを実際に使用するようになるまでの過程を3段階に分類している²⁴⁾。第1段階は、貿易業者があるトレード・タームズを見たことも聞いたこともない状態である。この段階はあるトレード・タームズを見たり聞いたりしたことがあってもそれがまったく記憶に残っていない状態を含めるものと解釈する。第2段階は、貿易業者があるトレード・タームズの内容を理解しているが未だに使用したことがない状態である。この段階はあるトレード・タームズを十分に理解していないがそのタームズ名が認識されている状態を含めるものと解釈する。この段階は実際にトレード・タームズを使用するまでの過渡期ととらえることができる。最後に第3段階は、あるトレード・タームズを能動的・受動的であるとを問わずに実際に貿易取引で使用した経験のある状態をいう。

この結果は、まさに第2段階にあるトレード・タームズを明らかにするものであり、貿易業者が将来使用するかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考え、筆者はこの結果を潜在的使用率・使用頻度²⁵⁾と呼んでいる。

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2003では、コンテナ・トレード・タームズである、CIPは2.3社に1社、FCAおよびCPTはともに2.6社に1社の潜在的使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは3.5社に1社、DDUおよびDDPはともに5.3社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

FASは2.6社に1社、DESは3.0社に1社、DEQは4.2社に1社、Ex Shipは5.3社に1社、CFR、Ex QuayおよびFOB Airport (FOA) はともに7.0社に1社、CIFは10.5社に1社、FOBは21.0社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

2013では、コンテナ・トレード・タームズである、CPTは3.6社に1社、CIPは4.0社に1社、FCAは5.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。Ex・Delivered系タームズである、EXWは5.0社に1社、DDPおよびDDUはともに6.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。また、DATは3.6社に1社、DAPは5.7社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

FAS、FOBおよびCIFは3.1社に1社、FOB Airport (FOA) は3.6社に1社、CFRは5.0社に1社、DEQは6.7社に1社、DESは8.0社に1社の潜在的使用頻度となっていた。

時系列では、FCA、CPT、CIP、EXW、DDUおよびDDPは、ともにそれぞれの潜在的使用頻度は低下傾向を示していた。一方、FOB、CFR、CIFおよびFOB Airport (FOA) は、と

24) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向とその展望—在阪貿易業者を対象とした2007年アンケート調査より—」『日本貿易学会年報JAFTAB』第46号、2009年3月、53頁。〔以下、論文a〕

25) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向の推移—在阪貿易業者を対象としたアンケート調査より—」『日本貿易学会年報JAFTAB』第42号、2005年3月、152～53頁。〔以下、論文b〕

もにそれぞれの潜在的な使用頻度は上昇傾向を示していた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

コンテナ・トレード・タームズでは、2003は計3割強、2013は2割を占めていた。潜在的な使用比率は低下傾向を示していた。在来船用のトレード・タームズでは、2003は計4割強、2013は計4割強を占めていた。潜在的な使用比率はほぼ同じ比率で推移していた。

6 FOB, C&F (CFR), CIFの使用理由

1) 結果の比較

「FOB, C&F(CFR), CIFについて、なぜそれらのトレード・タームズを使用したのですか」(主な理由を2～3つ回答)について質問したところ、表6の回答を得た。

表6 FOB, CFR, CIFの使用理由の推移

[左段：回答者ベース] (右段：回答数ベース)

(単位%)

	2003年 [21件] (35件)	2013年 [49件] (106件)
従来から使用し不都合・問題がない	12件 [57.1] (34.3)	33件 [67.3] (31.2)
取引先からの求めに応じて	9件 [42.9] (25.7)	26件 [53.1] (24.5)
価格採算の意味で使用	6件 [28.6] (17.1)	13件 [26.5] (12.3)
輸出入申告価格がFOB価格・CIF価格	1件 [4.8] (2.9)	14件 [28.6] (13.2)
定期在来船を利用	2件 [9.5] (5.7)	12件 [24.5] (11.3)
それ以外のタームズを知らない	1件 [4.8] (2.9)	8件 [16.3] (7.5)
どれも使用したことがない	3件 [14.3] (8.6)	0件 [0.0] (0.0)
その他	1件 [4.8] (2.9)	0件 [0.0] (0.0)

2) 結果の分析

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2003では、「従来から使用して不都合や問題がないから」は1.8社に1社、「取引先からの求めに応じて」は2.3社に1社、「価格採算の意味で使用しているため」は3.5社に1社、「どれも使用したことがない」は7.0社に1社、「定期在来船を使用しているため」は10.5社に1社、「税関への輸出入申告価格がFOB価格(輸出時)またはCIF価格(輸入時)となっているため」、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」および「その他」はともにそれぞれ

20.8社に1社の回答頻度となっていた。

2013では、「従来から使用していて不都合や問題がないから」は1.5社に1社、「取引先からの求めに応じて」は1.9社に1社、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」は3.5社に1社、「価格採算の意味で使用しているため」は3.8社に1社、「定期在来船を使用しているため」は4.1社に1社、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」は6.1社に1社の回答頻度となっていた。

時系列では、「従来から使用していて不都合や問題がないから」は、各年とも上位1位の最も高い回答頻度で推移していた。「取引先からの求めに応じて」は、各年とも上位2位の高い回答頻度で推移していた。「価格採算の意味で使用しているため」は、ほぼ同じ回答頻度で推移していた。「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」、「定期在来船を使用しているため」および「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」は、ともにそれぞれの回答頻度は上昇傾向を示していた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

「従来から使用していて不都合や問題がないから」では、2003は3割強、2013は3割強を占めていた。「取引先からの求めに応じて」では、2003は約2割5分、2013は約2割5分を占めていた。「価格採算の意味で使用しているため」では、2003は2割弱、2013は1割強を占めていた。「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」では、2003は約3分、2013は1割強を占めていた。「定期在来船を使用しているため」では、2003は約6分、2013は1割強を占めていた。「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」では、2003は約3分、2013は1割弱を占めていた。

貿易業者は「従来から使用していて不都合や問題がないため」に現在でも在来船用のトレード・タームズである、FOB、CFR、CIFを使用しているか、もしくは「取引先からの求めに応じて」それらのタームズを使用している場合の多いことが明らかとなった。一方、「価格採算の意味で使用しているため」、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」および「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」はともにそれぞれ回答頻度・比率が相対的に低くFOB、CFR、CIFを使用している理由であると断言するには無理がある。とくに「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」は2013には回答頻度・比率が大きく増加しており、トレード・タームズを輸出入申告価格の表示と短絡的に結びつけて理解している貿易業者が増加している。「定期在来船を使用しているため」は回答頻度・比率にばらつきがあるものの、とくに2013にはFOB、CFR、CIFに適合する運送手段は在来船であるとの理解が広がりつつあることがうかがえた。しかしながら、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」は、とくに2013には回答頻度・比率が増加しており、各種のトレード・タームズについての理解が不十分である貿易業者が増加しているものと推測できる。

上記「3トレード・タームズの決定者」で「取引先」と回答した比率（回答数ベース：2003：28.6%，2013：18.0%）と比べて、本問の「取引先からの求めに応じて」の回答比率（回答数ベース：2003：25.7%，2013：24.5%）は増減していた。とくにFOB, CFR, CIFの使用については、「取引先」の意向が反映されているとはいいい難く、「従来から使用していて不都合や問題がないから」それらのタームズを使用していることがわかった。

7 FCA, CPT, CIPの使用打診の有無とその結果

1) 結果の比較

「(FCA, CPTまたはCIPをご存知の方は回答ください) FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先に打診したことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診の結果はどうでしたか」について問うたところ、表7の回答を得た。

表7 FCA, CPT, CIPの使用打診とその結果の推移

(単位%)

	2003年 (13件)	2013年 (18件)
その使用打診した	5件 (38.5)	4件 (22.2)
取引先に理解を求めて使用	1件 (20.0)	3件 (75.0)
取引先との力関係から使用	0件 (0.0)	1件 (25.0)
取引先(相手)が無知で不使用	3件 (60.0)	0件 (0.0)
その他	1件 (20.0)	0件 (0.0)

2) 結果の分析

「使用を打診したことがある」は、2003では4割弱、2013では2割強の回答比率で推移していた。コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPを知っている業者であってもそれらの使用を打診したことがある業者は各年とも少ないうえにそれらの打診率は低下傾向にあり、多くの業者はそれらのタームズの使用を相手方に打診していなかった。

「使用を打診した」場合には、「取引先にこれらのトレード・タームズについて理解を求めたうえで使用を受け入れてもらった」は、2003では2割、2013では7割5分の回答比率で推移していた。「取引先との力関係から相手方にこれらのトレード・タームズの使用を受け入れさせた」は、2003ではゼロ、2013では2割5分であった。一方、「取引先(相手)が無知であったので使用しなかった」は、2003では6割、2013ではゼロであった。

コンテナ・トレード・タームズの使用を打診した場合のそれらのタームズの受入率は、2003では2割であったものの2013では10割と増加していた。それらのタームズの使用に向けてはまずこれらのタームズの使用を相手方に働きかけることが重要で、そうすることによりこれらのタームズの使用率は大きく増加するものと推測できる。

8 FCA, CPT, CIPの被使用打診の有無とその結果

1) 結果の比較

「FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先から打診されたことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診された結果はどうでしたか」について問うたところ、表8の回答を得た。

表8 FCA, CPT, CIPの被使用打診とその結果の推移

(単位%)

	2003年 (18件)	2013年 (42件)
その使用打診を受けた	0件 (0.0)	5件 (11.9)
取引先から説明を受け使用受入	0件 (0.0)	3件 (60.0)
当方が無知で不使用	0件 (0.0)	0件 (0.0)
力関係から使用受入	0件 (0.0)	1件 (20.0)
その他	0件 (0.0)	1件 ²⁶⁾ (20.0)

2) 結果の分析

「使用の打診を受けたことがある」は、2003ではゼロ、2013では1割強であった。コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPの使用の打診を受けたことがある業者はわずかながら増加していた。

「使用の打診を受けた」場合には、2013では「取引先からこれらのトレード・タームズについて説明を受けたうえで使用した」は6割、「取引先との力関係から使用を受け入れた」は2割、「その他」は2割であった。つまり使用の打診を受けた場合のそれらのタームズの使用率は、2013では8割にのぼっていた。

本質問は、コンテナ・トレード・タームズの使用経験がある場合、それらのタームズを未使用であるが知っている場合、それらのタームズを知らない場合のいずれの業者に対しても回答を求めている。2013では、使用の打診を受けた場合には、使用を受け入れなかった業者は少なく、コンテナ・トレード・タームズを知らない者であっても、その使用打診を受ければ見知らぬタームズであっても使用を行うようになることが見てとれた。

結びにかえて

以上、宮城県に所在する貿易業者を対象とした二度にわたるアンケート調査の結果から、1、トレード・タームズの使用動向、2、適正なトレード・タームズの使用方策について、以下の

26) 既知のトレード・タームズにて取引先要望のため。

ような結論となろう。

1 トレード・タームズの使用動向

「使用経験のあるトレード・タームズ」では、従来からの伝統的な在来船用のトレード・タームズである、FOB, CFR, CIFは、各年ともに使用頻度・比率ともに上位3位までの高止まりのままで推移していた(回答者・回答数ベース)。また航空機の利用時に使用されると推測されるFOB Airport (FOA)は、ほぼ在来船用のトレード・タームズにつぐ高い使用頻度・比率で推移していた(回答者・回答数ベース)。FOAは、1976年にインコタームズで初めて規定され1980年の改訂で引き継がれた後1990年の改訂時に削除されたトレード・タームズである。2013ではその削除後20数年が経過しているにもかかわらずその使用頻度は依然として高いといわざるを得ない。

一方、コンテナ・トレード・タームズである、FCA, CPT, CIPは、使用頻度・比率ともに増加傾向にあった。つまり、FCA, CIPの使用頻度・比率は2003にはゼロであったが、2013にはともにそれぞれ使用されるようになっていた。またCPTは2013には2003と比べて使用頻度・比率は若干上昇していた。2013には、2010年版インコタームズにおけるFCA, CPT, CIPは、2003には2000年版インコタームズにおけるそれらのタームズと比べて高い使用頻度となっていた。しかし、FCA, CPT, CIPというコード名は、1990年版インコタームズから規定されており、その規定内容についても2000年版および2010年版はほぼ同じであることからすると各年とも使用頻度は低いといわざるを得ない。これらの状況にコンテナ船の利用頻度の高さを加味した場合、コンテナ・トレード・タームズが今後急速に高い頻度で使用されるようになるとは考え難い。

さらに「トレード・タームズの潜在的な使用比率」では、表9のようにコンテナ・トレード・タームズでは、①2003「コンテナ・トレード・タームズの潜在的な使用比率」と2013「それらの使用比率」に対する連関性〔左側の矢印、一重下線部分〕、および②2013「それらの潜在的な使用比率」と20XX「それらの使用比率」に対する連関性〔右側の矢印、二重下線部分〕をみると、①の連関性(31.3⇒11.6)が②連関性(20.0⇒???)においても維持されるとすれば、「それらの潜在的な使用比率」は2003から2013にかけて低下(31.3⇒20.0)しており、20XX「それらの使用比率」は大幅な上昇にはつながらない可能性が高いものと推測される。もちろん20XX年が2013年から何十年も経過後の場合にはそのような推測には無理があるかもしれないが、5～10年後であればそのように推測できよう。

コンテナ・トレード・タームズと比べてむしろEx・Delivered系タームズである、EXW, DDU, DDPは、使用頻度・比率ともに概して着実な上昇傾向となっていた(回答者・回答数ベース)。とくにEXWは、ほぼ在来船用のトレード・タームズにつぐ高い使用頻度・比率で推移していた(回答者・回答数ベース)。

表9 FCA, CPT, CIPの使用比率と潜在的使用比率の連関性

(単位%)

〔回答数ベース〕	2003年調査	2013年調査	20XX年調査
使用経験のあるトレード・タームズ 〔タームズの使用比率〕 (FCA, CPT, CIPの合計)	2.9	11.6	???
未使用であるが知っているトレード・タームズ 〔タームズの潜在的使用比率〕 (FCA, CPT, CIPの合計)	31.3	20.0	???

2 適正なトレード・タームズの使用方策

筆者は2004年当時「コンテナ・トレード・タームズは10年ほど前に比べて、現行ではそれらのタームズを知っていながら使用しない業者が増加しており、今後何らかの対策を講じない場合にはこの傾向が顕著になる恐れがある²⁷⁾」と推論し、それは2007年に大阪地域の貿易業者を対象とした調査結果から証明された²⁸⁾。

この推論、すなわちコンテナ・トレード・タームズを知りながらそれらの使用にシフトしない業者の増加が常態化していることは、その後の調査においても実証されてきた²⁹⁾。本調査では、2003「それらの潜在的使用比率」と2013「それらの使用比率」に対する連関性は、これまでの調査と比べて幾分強くなっていた。つまり、本調査ではそれらのタームズを知っていながら使用しない業者は若干低下していた。しかしながら、これは二度の調査結果からであり、これが宮城県所在の業者の特徴であると断定するのは早計であろう。

1995年当時適正なトレード・タームズが使用されないのはインコタームズの規定内容・方法に問題があるからではなく、その啓蒙不足とその使用者（貿易業者）の不勉強によるものであると主張された方々がおられた。確かに、この啓蒙活動はコンテナ・トレード・タームズを知る業者を増やしたという功績は認めるが、使用者の増加へとは結びついているとはいえない。したがって貿易業者がコンテナ・トレード・タームズを知っていながら使用していない状況の常態化を解消するためには、まず筆者のような国際商務を専門分野とする研究者達がそれぞれの立場でそれらのタームズに関する内容を周知させる一層の啓蒙活動を行い「それらの潜在的使用比率」の割合を大きくする措置を講じる必要がある。しかし現状ではその啓蒙活動だけでは不十分であることはすでに述べたとおりであり、併せてコンテナ・トレード・タームズの使用へのシフトを促すための方策が必要となる。

そのための一方策として、貿易業者にコンテナ・トレード・タームズを含めた適正なトレー

27) 吉田, 前掲論文bを参照のこと。

28) 吉田, 前掲論文aを参照のこと。

29) 吉田友之「地方貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—愛媛県所在の業者を対象とした2013年アンケート調査より—」『関西大学商学論集』第58巻2号, 2013年9月, 100～2頁, および吉田友之「大分県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査より—」『関西大学商学論集』第59巻4号, 2015年3月, 79～81頁を参照のこと。

ド・タームズの使用打診を図ることがあげられる。すでに本論で述べたように、貿易業者によるこれらのタームズの使用打診または被使用打診が貿易業者自身に対して効果をあげている。したがって、コンテナ・トレード・タームズの一層の普及のためには、貿易業者が取引の交渉時にそのタームズの使用打診を積極的に行うように推進することが肝要となろう。しかしとくに中小貿易業者は一般に日々の業務に追われよほどのことがない限り相手方にそれらのタームズの使用打診をする余裕はなく、実際にそれらの業者にそれを期待することは酷といえよう。とくに大手貿易業者は適正なトレード・タームズを取引先へ積極的に提示するなどすることが求められよう。

また、地方に所在する貿易業者における、コンテナ・トレード・タームズを知らながらそれらの使用にシフトしない業者の増加が常態化していることへの解消を図ろうとすれば、トレード・タームズの実際の利用者の使用実態³⁰⁾を軸としたインコタームズ内容の抜本的な見直しを含めた何らかの措置を検討する必要性がある。

以 上

[本研究はJSPS科研費24530541の助成を受けたものです。]

なお、東日本大震災後であるにもかかわらずアンケート調査にご回答頂いた各企業に対して深謝し、東北地方の一刻も早い復興を祈念いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

30) 吉田友之「インコタームズ2000をめぐる一考察」『日本貿易学会年報』第38号, 2001年3月参照。